

○ 特定技能外国人受入れに関する運用要領等に関する情報提供について（平成 31 年 3 月 29 日厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）

新 旧 対 照 表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
第 1 特定技能外国人受入れに関する運用要領（要領本体）のうち関係部分 1. 第 2 章（制度の概要）について （1）（略） （2）第 3 節（特定技能外国人受入れ手続の流れ）（p. 6） 「特定技能」に係る在留諸申請に必要な書類のうち、国民健康保険に関係するものは以下のとおり。 ① 雇用条件書（参考様式第 1－6 号） 「IX. その他」の「1. 社会保険の加入状況・労働保険の適用状況」の欄により、特定技能外国人が加入する社会保険が分かることから、国民健康保険の円滑な加入手続のために、国民健康保険の加入手続時に当該雇用条件書を市町村窓口を持参していただくことも考えられる。 なお、雇用条件書は、入国前に特定技能外国人に交付されるものである。 ※ 在留資格認定時・在留資格変更時・在留期間更新時に必要。 ② 国民健康保険<u>資格確認書</u>の写し 2.（1）に記載する「特定技能外国人の在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請時における社会保険料の納付義務の履行状況」の確認のために求められるもの。 特定技能所属機関が健康保険・厚生年金保険の適用事業所ではない場合、特定技能外国人及び特定技能所属機関は、それぞれ以下に掲げる際に提出が必要となる。 ・ 特定技能外国人は、在留資格変更時・在留期間更新時に必要。ただし、省略可能な場合がある（要領別紙 2 の注 1）。 ・ 特定技能所属機関は、在留資格認定時・在留資格変更時・在留期間更新時に必要。ただし、省略可能な場合がある（要領別紙 2 の注 2）。 ③ （略） 2. ～ 4. （略）	第 1 特定技能外国人受入れに関する運用要領（要領本体）のうち関係部分 1. 第 2 章（制度の概要）について （1）（略） （2）第 3 節（特定技能外国人受入れ手続の流れ）（p. 6） 「特定技能」に係る在留諸申請に必要な書類のうち、国民健康保険に関係するものは以下のとおり。 ① 雇用条件書（参考様式第 1－6 号） 「IX. その他」の「1. 社会保険の加入状況・労働保険の適用状況」の欄により、特定技能外国人が加入する社会保険が分かることから、国民健康保険の円滑な加入手続のために、国民健康保険の加入手続時に当該雇用条件書を市町村窓口を持参していただくことも考えられる。 なお、雇用条件書は、入国前に特定技能外国人に交付されるものである。 ※ 在留資格認定時・在留資格変更時・在留期間更新時に必要。 ② 国民健康保険<u>被保険者証</u>の写し 2.（1）に記載する「特定技能外国人の在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請時における社会保険料の納付義務の履行状況」の確認のために求められるもの。 特定技能所属機関が健康保険・厚生年金保険の適用事業所ではない場合、特定技能外国人及び特定技能所属機関は、それぞれ以下に掲げる際に提出が必要となる。 ・ 特定技能外国人は、在留資格変更時・在留期間更新時に必要。ただし、省略可能な場合がある（要領別紙 2 の注 1）。 ・ 特定技能所属機関は、在留資格認定時・在留資格変更時・在留期間更新時に必要。ただし、省略可能な場合がある（要領別紙 2 の注 2）。 ③ （略） 2. ～ 4. （略）

第2～第5 (略)

第2～第5 (略)